- ファッションと著作権法：フランス法との比較
- はじめに
  - ファッション　fashion(英)　façon(仏)　factio(羅)　できること、やり方
  - モード　mode(仏、女性名詞)　moda(伊)　modus(羅)　やり方、手段
  - フランスのファッション産業は15世紀には成立、宮廷から庇護を受けていた。18世紀までには「パリ・モード」が確立。婦人服の世界的流行の発信地（日本大百科全書（ニッポニカ））
  - 婦人小物の一般名称としてのarticles de Paris（パリもの）
  - 20世紀以降、現代服飾産業。宣伝広告。出版・メディア産業とファッションのつながり
  - ファッションから生まれる様々な著作物。日仏で最も異なるのは衣服そのものの著作権保護
  - 今日の目的＝細部に立ち入らず、比較法の面白さを伝える





- 日本
  - 条文～著作権法2条1項1号
    - 「（著作物とは）思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」
  - 裁判例～大阪地判2017.1.19[シャミー(Chamois) ]
    - 中川隆太郎「ファッションデザインの著作物性」著作権研究45号（2018年度版、2019年刊行）191頁
      - 同書 https://www.slideshare.net/hyperothkaapwu2-2006330/2/hyperothakapwu
  - 事業者どうしの競業の事件。不正競争防止法2条1項3号の請求もある
  - 【規範】意匠は意匠法で保護される。そうすると、応用美術は「実用的な機能を離れて見た場合に、それが美的鑑賞の対象となり得るような創作性を備えている場合に初めて著作権法上の『美術の著作物』として著作物に含まれ得るものと解するのが相当である」
  - 裁判例の傾向～二要素説＝2条1項1号の通常の創作性＋美的鑑賞の対象となりうるような創作性ないし美的特性（中川218頁、著作権法レジュメ本編4頁、著作権法補遺レジュメ1頁）





＜胸部拡大＞

原告商品2　　被告商品2

花柄刺繍部分は著作物ではない。理由＝「婦人向けの衣服に頻用される花柄模様の1つのデザインという以上の印象を与えるものではなく」

原告商品2　　被告商品2

全体も著作物ではない。理由＝「専ら衣服という実用的機能に即してなされたデザインそのものというべきであり」





- フランス
  - 先行研究
    - 長塚真琴「IV. フランス」(財)知的財産研究所「諸外国におけるデザイン保護の実態に関する調査研究報告書(平成16年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書)」(2005年)87-125頁
      - https://www.ip.ndl.go.jp/info-ndl/jp/old/1032230/www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/seisaiken/168design.pdf
    - 駒田泰士「フランスにおける応用美術」企業と法創造5巻3号(2009年)44-48頁
      - http://www.sen-cls.sakura.ne.jp/pdf/37/03.pdf
  - 条文
    - 著作物の定義規定はない。しかし、大枠を定めるいくつかの規定がある
    - 知的所有権法典L.112-1条「この法典の規定は、いずれの精神の著作物についても、その分野、表現形式、価値又は用途のいかんを問わず、著作者の権利を保護する」(下線長塚)←1902年法
      - CNC野「財産家子」https://www.cnc.sa.jp/db/word/franse.html
    - L.112-2条「次の各号に掲げるものは、特にこの法典にいう精神の著作物と考えられる。」
    - 「10）応用美術の著作物」←1902年法
    - 「14）服装及び装飾の季節産業の創作物。流行の要請に応じて製品の形状をしばしば新しくする産業。特に縫人服、毛皮、下着類、刺しゅう。婦人帽子、靴、手袋、革製品、最新流行の、又は高級婦人服用の織物。装飾品製造者及び靴製造者の製品並びに室内装飾用織物の製造業は、服装及び装飾の季節産業とみなされる。」←1952年法
    - 1791・1793年法（著作権法）⇒1806年法（意匠法）⇒両方の関係につき論争⇒1902年法（応用美術の著作権保護を明示）⇒意匠法と著作権法との異規関係⇒1909年法（意匠法全面改正）⇒1952年法（季節産業創作物の著作権保護を明示）⇒1957年法（著作権法全面改正）⇒1992年法（知的所有権法典の成立。1957年法が第1部著作権、1909年法が第5部意匠に）（長塚・前掲、駒田・前掲、Lucas, Traité 5e éd., no. 92 et s.）
    - いわゆる美の一体性理論（ブイエ(Pouillet)の学説）。20世紀初頭に定着。1902年法の立法につながった（駒田・前掲）





- フランス
  - 判例
    - ウド・エドリング事件（パリ控訴院2004年4月7日判決）
      - 小泉実・魚住みさど「服飾デザイン(ダーツ)事件」パテントNo.Bo号(2007年)124頁
      - https://system.jpaa.or.jp/patents_files_old/200708/jpaapatent200708_124-129.pdf
    - 意匠登録はなし。企業間競業事件、原審パリ商事裁判所
    - 「このダーツは、アーチを形づくったり、袖の取付けや、衣服をゆったりさせるような機能的で技術的な必要性に答えるものではなく、反対に、この縫製の細部は、装飾的な役割のみを持ち、ウド・エドリングの作品を特徴づけるものであることが明らかになった。」
    - 「したがって、この線状のダーツはその作者の個性を反映する創造的努力の結果として生まれたものであり、知的所有権法典 1 部の条項（長塚注：著作権法）に基づき保護の対象となる。」
      - ※出典：当時のブランド公式ウェブサイト

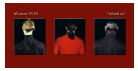





- フランス
  - 判例
    - コート事件（破毀院商事部1995年3月21日判決RIDA166号(1995年)279頁）
    - 意匠権侵害事件でもある（企業間競業事件、商事部）
    - 破毀院は以下の上告理由を退けた。「モードは技芸に関する(artistique)アイディアの一種なので、著作物として保護されるのは、その時代に流行しているモードの単なる適用ではなく、モードを変えたり進歩させたりするようなモデル（洋服の三次元造形）に限られる」
    - あてはめ「確かに流行に乗り、機能的な側面はあるものの、意匠登録にかかるコートのボウタイ襟と前身頃の縦の直線プリーツの組み合わせは、機能上の必然性のある形態ではなく、被告から主張されている先行例ともデザインが異なり、デザイナーの美的探求が認められるので、創作的である」
  - 著作権保護があると？
    - メリット＝登録いらない、保護期間長い（日本と同じ）
    - デメリット＝創作者個人との間の権利処理手続が厳格（日本と違う）





- 比較～なぜこんなに違うのか？
  - 歴史の長さと産業構造
  - 紛争の多さと自発的法形成
  - メンタリティ
    - 原理原則か細部の完成度か
- 日本法への示唆
  - 「これだけ異なる背景がある制度を、日本に直輸入できない」←同じ原理原則に立つべき理由があるときは別では？
  - 美の一体性理論は日本でもありうる。ただし、クリエーターの適正報酬確保の法的強制を伴うべき
- 終わりに～MAD（パリ装飾芸術博物館）で考えたこと
  - https://madparis.fr/

写真：長塚真琴